



市・都民税の申告は市役所へ 所得税などの申告(確定申告)は東村山税務署へ

申告期間

2月16日(金)～3月15日(金)

課税課市民税係
 ☎042-497-2040

市・都民税の申告は市役所で、所得税などの申告(確定申告)は東村山税務署で受け付けます。令和5年度市・都民税申告書を提出された方には、1月24日(水)に令和6年度市・都民税申告書を送付する予定です。
 市民の皆さんには、郵送やインターネットでの申告を活用していただき、来庁される場合は感染対策にご協力ください。

市・都民税申告期間・申告受付会場

場所	期間	受付時間
生涯学習センター(※)	1月30日(火)～2月2日(金)	午前9時30分～午後3時30分
野塩地域市民センター(※)	2月5日(月)	午前9時(予定)～11時、午後1時～4時
松山地域市民センター(※)	2月6日(火)	
竹丘地域市民センター(※)	2月7日(水)・8日(木)	
市役所本庁舎2階 市民協働ルーム	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～午後3時

※会場設営ができ次第のご案内となるため、開始時間が前後する場合があります。

税理士会による確定申告無料相談会

個人消費税・所得税の申告書を作成して提出できます。
 日 1月30日(火)～2月2日(金)午前9時30分～午後3時30分
 場 アミューホール(生涯学習センター7階)
 申 問 電話または申込みフォームで東京税理士会東村山支部
 ☎03-6745-6353へ
 ※譲渡所得など複雑な内容の申告については税務署を利用してください。
 ※人数制限があり、原則事前予約制です。各実施日の3日前までにお申込みください。



申込みフォーム

まずは確認!

市・都民税&所得税確定申告が必要かチェック



スタート

令和6年1月1日現在清瀬市に住んでいた

令和6年1月1日現在住んでいた市区町村に確認してください

当てはまる

当てはまらない

給与収入	<input type="checkbox"/>	年末調整済みの給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超えている
	<input type="checkbox"/>	年末調整をしていない給与収入がある(中途退職で再就職をしていない方、2か所以上から給与の支払を受けている方、年収2,000万円を超えている方など)
年金収入	<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受けられる(★)
	<input type="checkbox"/>	公的年金などの収入が400万円を超えている
その他収入等	<input type="checkbox"/>	公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円を超えている
	<input type="checkbox"/>	公的年金の源泉徴収票に含まれていない控除の追加があり、所得税の還付を受けられる(★)
その他収入等	<input type="checkbox"/>	土地・建物などの譲渡所得や生命保険の満期戻戻金などの一時所得がある
	<input type="checkbox"/>	事業所得や不動産所得などがあり、所得税の納付または予定納税、源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる(★)
	<input type="checkbox"/>	純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける

1つ以上当てはまる

税務署で確定申告が不要と案内された

1つも当てはまらない

1つ以上当てはまる

当てはまらない

東村山税務署へ所得税の確定申告が原則必要です

詳しくは、国税庁ホームページを確認していただくか、東村山税務署へお問い合わせください。

☎東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)

▶ 国税庁ホームページ

🌐 https://www.nta.go.jp

※e-tax(電子申告)であれば24時間いつでも送信(提出)できます。

(★) 所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署に確認してください。



清瀬市に市・都民税の申告をしてください

市・都民税の申告については、次面以降もご覧ください。

所得税確定申告及び市・都民税の申告は不要です

※収入がない方は、市内在住の親族があなたを扶養親族として申告(または年末調整)しているか必ず確認してください。なお、「所得0円」と記載された非課税証明書が必要な場合は、市・都民税申告にて収入がない旨を申告してください。

チェック表(1面)の結果「市・都民税の申告」が必要になった方

令和5年度市・都民税の申告をした方には、1月24日(水)に令和6年度市・都民税申告書を送付する予定です。また、窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。☎課税課市民税係 ☎042-497-2040



令和6年度 市民税・都民税申告書

資料番号

1 現住所
1月1日現在の住所
フリガナ
氏名
個人番号(マイナンバー)
生年月日
電話番号
基本コード

所得金額(令和5年)	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	所得金額(A-B-C)
1/1 12/31	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除	営業等 ①
	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除	農業 ②
	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除	不動産 ③
	収入			利子 ④
	収入			配当 ⑤
	収入	源泉徴収票等のない方は裏面⑥に記入してください。	収入850万円以上・年金ありで対象となる方所得金額調整控除(円)	給与 ⑥
	収入	遺族・障害年金等は左に含めず裏面⑥に記入してください。		年金 ⑦
	収入	必要経費		その他 ⑧
	短期 長期 一時	a 収入金額	b 必要経費 c 特別控除	d (a-b-c) 譲渡一時 ⑨
		①～⑨の合計		所得合計 ⑩

2 ① 公的年金等
業務・その他

3 所得合計

①申告する所得金額のない方は、所得合計⑩に0と書いてください。

2 所得から差し引かれる

4 本人
5 配偶者
6 扶養親族

1/1 12/31

医療費控除(特例含む) 医療費控除(特例含む)の計算は裏面⑥です。医療費支払額
必要医療費の明細書添付 医療費控除の特例を適用(する・しない)
社会保険料控除 国保・後期高齢者医療保険 国民年金(要証明書添付) 介護保険料 その他
小規模企業共済等掛金控除 支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額
生命保険料控除(要証明書添付) 旧生命保険料支払額 旧個人年金支払額
地震保険料控除 地震保険料 旧長期損害保険料
障害者控除 障害者手帳(身体・精神) 級/愛の手帳 度/その他(障害者認定書添付)
寡婦・ひとり親控除 配偶者と(□死別した □離婚した □生死不明) □ひとり親控除
勤労学生控除 学校名: 学年: 学年に在籍
扶養していた配偶者・親族について記入してください。
氏名 続柄 生年月日 障害の程度
配偶者 妻・夫 同居(裏⑥) 明・大・昭平・令 □障害者手帳(身体・精神) 級 □愛の手帳 度 □障害者認定書添付 □その他
配偶者の収入(給与・年金) 円 配偶者合計所得 円
氏名 続柄 生年月日 障害の程度 その他
配偶者以外の扶養親族 同居(裏⑥) 明・大・昭平・令 □身体 級-精神 級 □愛の手帳 度 □認定書添付 □その他
同居(裏⑥) 明・大・昭平・令 □身体 級-精神 級 □愛の手帳 度 □認定書添付 □その他
同居(裏⑥) 明・大・昭平・令 □身体 級-精神 級 □愛の手帳 度 □認定書添付 □その他
同居(裏⑥) 明・大・昭平・令 □身体 級-精神 級 □愛の手帳 度 □認定書添付 □その他

11 医療費 12 社保 13 小規模 14 生命保険 15 地震保険 16 障害 17 寡婦等 18 勤労学生 19 配偶者 20 配特 21 扶養 基礎 480,000 22 控除合計

扶養親族の氏名

6 収入(所得)がなかった方の記載欄
この欄は、非課税証明書の発行資料、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療制度の保険料等の基礎資料となります。
前年中(令和5年1月～12月)、どのようにして生計を立てていたか記入してください。
1. 下記の者から扶養、援助を受けていた。
氏名 本人との続柄 TEL
住所
2. 預貯金で生活していた。
3. 生活保護法による生活扶助を受けていた。
4. 雇用保険法による失業給付を受けていた。
5. 非課税年金を受給していた。
イ. 遺族年金 ロ. 障害年金 ハ. その他(受給先 年間受給額 円)
6. その他(前年中の生活状況等を記入してください。)

◆年金収入のみの方

必ず記入	①・②
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和6年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
 - ②年金の源泉徴収票に記載のある支払金額を記入してください(複数公的年金をお受けの場合は合計金額を記入してください)。
 - ④申告者本人に該当する内容があれば記入してください。
 - ⑤配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
- ※太枠以外の控除については、源泉徴収票、控除証明書、医療費控除の明細書などが添付されていれば、金額を市職員が転記するため、記入は不要です。ただし、年金からの天引き以外で納付した社会保険料がある場合は必ず記入してください。

◆収入がなかった方

必ず記入	①・③・⑥
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和6年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ③「0」と記入してください。
- ④申告者本人に該当する内容があれば記入してください。
- ⑤配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
- ⑥裏面の該当欄に記入してください。

◆上記に当てはまらない方

「市・都民税申告書」の手引きを参考に記入してください。

郵送での提出にご協力ください

市・都民税申告書を郵送で提出する場合は、必要書類を同封し、下記送付先へ郵送してください。申告書の控えの返送をご希望の場合は、返送先を記載のうえ、84円切手を貼った返送用封筒を同封してください。【送付先】〒204-8511清瀬市中里5-842 清瀬市課税課市民税係行

チェック表(1面)の結果「確定申告」が必要になった方

パソコン・スマートフォンから申告

手書きの申告書で申告

①国税庁ホームページにアクセス

QRコード <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

②画面の指示に従って申告書を作成

③いずれかの方法で申告書の提出

◆マイナンバーカードを使って送信(二次元バーコード)
マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマー

トフォンが必要です。
◆マイナンバーカードを使って送信(ICカードリーダー)
マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。
◆IDとパスワードを使って送信
ご利用にはあらかじめ税務署にて「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行が必要です。本人確認書類を持参し、税務署にて事前に手続きをお願いします。

◆郵送
作成した申告書を印刷して東村山税務署に郵送してください。
〒189-8555東村山市本町1-20-22 東村山税務署



電子申告画面のイメージ

(左: パソコン、右: スマートフォン)

◎マイナンバーカードを利用して、マイナポータルと連携すると、申告に必要な各種証明書等のデータを確定申告書の該当項目へ自動入力ができます。また、スマートフォンとマイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルアプリ」からも簡単に申告できます。

申告書は東村山税務署や市役所本庁舎などで配布します。市役所では2月1日(木)より2階の市民協働ルーム前や各申告受付会場にて配布予定です。

東村山税務署 確定申告作成会場開設

2月16日(金)より、東村山税務署内に確定申告作成会場が開設されます。受け付けは、午前8時30分から午後4時までです。入場には整理券が必要になりますので、当日または事前にLINEアプリでお手続きください。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。

☎東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)

市・都民税の申告にお持ちいただくものなど

課税課市民税係 ☎042-497-2040



筆記用具



足りない書類などがあると受け付けできません。お越しになる前に今一度持ち物を確認してください。

市・都民税申告書

令和5年度市・都民税申告書を提出された方には、1月24日(水)に令和6年度市・都民税申告書を送付する予定です。お手元に届きましたら、必要に応じて提出してください。なお、提出の必要があるかどうかについては、本特集第1面で確認してください。
※市・都民税申告書は市ホームページからもダウンロードできます(右記QRコード参照)。



個人番号(マイナンバー)が記載された書類と本人確認書類

▶個人番号(マイナンバー)が記載された書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票など

▶本人確認書類の例

顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート)
※上記がない場合は、健康保険証や年金手帳などの書類を2点準備してください。



名称: マイナちゃん

申告時に気を付けていただきたいこと

扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除を忘れずに記入してください。(2面中段左の④⑤欄)

医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですので確認してください。

◆国民健康保険

○令和4年11月診療分～令和5年6月診療分 = 令和5年11月に送付済み

○令和5年7月～10月診療分 = 令和6年2月中旬から下旬までに発送予定

◆後期高齢者医療

○令和4年9月診療分～令和5年8月診療分 = 令和6年1月末日ごろに発送予定

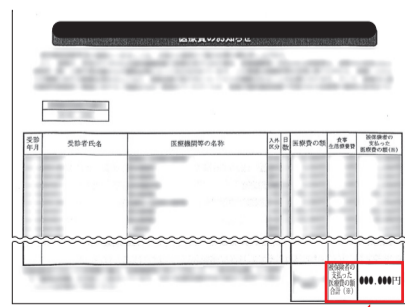
実際に自身が負担された額と異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を

差し引くなどご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、医療費控除は前年の1月から12月までの支払額が対象になります。医療費通知書に記載されていない診療月については、ご自身で明細書を作成してください。また、マイナポータルから医療費通知情報を確認することができます。なお、差額ベッド代などの保険適用外は含まれていません。

☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

国民健康保険



「被保険者の支払った医療費の額合計(※)の金額を申告してください。

後期高齢者医療



「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。

(注) 画像はいずれもイメージです。

所得・控除を証明する書類

◆所得…令和5年中の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)。一度お預かりした源泉徴収票などは、原則返却することができませんので注意してください。

◆控除…令和5年中に支払った社会保険料の金額がわかる書類や、国民年金保険料の控除証明書(※1)、生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書(※2)、障害者手帳、学生証など(※1) 令和5年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料の金額を事前に確認してください。金額がわからない場合は、市役所本庁舎と松山出張所、野塩出張所にて支払金額の確認書を交付していますので、運転免許証や保険証などの本人確認書類をご準備のうえお越しください。また、電話確認や郵送請求も可能ですので、お手元に保険証または納税通知書をご準備のうえ、下記問合せ先にお電話ください。なお、国民年金については、控除証明書の添付が必須となります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【各種問合せ】

▶国民健康保険について = 保険年金課国保係 ☎042-497-2047

▶後期高齢者医療保険について = 保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

▶介護保険について = 介護保険課管理係 ☎042-497-2079

▶国民年金保険料について = (管轄) 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

(※2) 医療費控除の明細書は、医療機関ごとに令和5年中に支払った医療費を記入し、すべての合計金額をご自身で計算のうえ、事前に準備してください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードできる他、任意の様式でも構いません(下記記事参照)。

要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか?

◆医療費控除

対○施設サービス = ①介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居宅サービス = 訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスにあわせ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代 = 傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合あり)

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

対65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。

※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可)を窓口を持参または郵送で介護保険課まで。

☎医療費控除について = 課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について = 介護保険課介護サービス係 ☎042-497-2080

医療費控除について

医療費控除、セルフメディケーション税制を受けるには、「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が必要です。「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書とともに提出していただかなければ、各控除を受けることはできません。申告会場では、各明細書の作成は行っていませんので、必ず事前にご自身で作成してください。

なお、領収書の提出は必要ありませんが、ご自身で5年間保存してください。医療費控除の明細書は右記QRコードよりダウンロードできます。





お答えします！

よくある質問

**Q.** 医療費控除をすると「医療費」が戻ってきますか？**A.** 医療費は戻りません。医療費控除は、支払った医療費に応じて税金を計算し直すものです。

1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費が一定額を超える場合に、その医療費の額を基に計算される金額分の所得控除を受けることができます。



所得税及び住民税が課税の場合に適用を受けると、それらが減額(または還付)されます。医療費控除は支払った医療費が直接戻ってくるという制度ではなく、医療費の負担が大きかった分、申告をすると税金が下がる制度です。所得税と住民税が非課税であれば医療費控除適用のメリットはありません。

Q. 「医療費控除」を受けるには何が必要ですか？**A.** 確定申告書または市・都民税申告書の提出と、ご自身で作成した「医療費控除の明細書」の添付が必須です。

医療費控除の明細書には、「医療を受けた方」と「病院」ごとに分けて、自身や生計を一にする親族のために支払った医療費を記入してください。なお、保険金などで補てんされた金額がある場合は、そちらも記入してください。また、平成29年分から領収書の提出は不要となっていますので、申告の際に持参する必要はありません。ただし、領収書などは確定申告期限から5年間ご自宅などで保管してください(税務署が調査のため提出を求める場合があります)。

医療費控除の明細書は国税庁ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードできるほか、任意の様式でも構いません。

**Q.** 医療費控除はいくらから受けられますか？**A.** 総所得金額等が200万円を超える場合、支払った医療費が10万円を超える分について控除を受けられます。

医療費控除金額(上限200万円) = 医療費(保険金で補てんされた金額を除く) - 10万円 となります。

ただし、総所得金額等が200万円以下の場合、総所得金額等の5%を超える分の医療費が控除されます。

Q. 「収入」と「所得」は違うものですか？**A.** 「収入」と「所得」は違うものです。収入の種類によって異なります。**【給与所得者の方】**

収入(給与収入) = 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている金額、所得(給与所得) = 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に記載されている金額

【公的年金受給者の方】

収入(雑収入) = 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている金額、所得(雑所得) = 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている金額から「公的年金等控除額」を差し引いた金額

【個人事業主の方】

1月から12月までの売上げが「収入」です。「収入」から必要経費を差し引いた金額が「所得」です。

Q. 税法上、家族の扶養に入るための所得の限度はいくらですか？**A.** 前年中(1月1日～12月31日)の合計所得金額が48万円以下の親族の方であれば扶養に入ることができます。

収入金額に直すと、給与のみの方は103万円以下、年金のみの方は65歳未満で108万円以下、65歳以上で158万円以下となります。
※社会保険等の扶養とは異なります。

Q. 前年の収入がない場合でも収入の申告は必要ですか？**A.** 申告義務はありません。ただし、市・都民税申告をお願いしています。

市・都民税申告は、公的機関等で必要となる非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険、介護保険料の算定、各種手当等の基礎資料となりますので、申告をお願いしています。



そのほか、よくある質問について、市ホームページでも公開しています。



東村山税務署からのお知らせ

◆申告書作成会場開設は
2月16日(金)から！

【受付時間】 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)
※申告書作成会場への入場は事前発行の「入場整理券」をお持ちの方を優先します。

当日券も配布しますが、その配付状況によっては受付を早めに終了する場合があります。「入場整理券」は、LINEアプリで事前に入手できます。

◆庁舎外も含め駐車スペースはありません。

公共交通機関を利用してください。

◆2月25日(日)開庁します

所得税及び復興特別所得税、個人消費税及び贈与税の確定申告相談及び申告書提出の受け付けを行います。

※国税の領収、納税証明書の発行

及び電話での相談は行いません。

◆振替納税を利用してください！

【申告と納税の期限(令和5年分)】
所得税及び復興特別所得税 = 3月15日(金)、消費税及び地方消費税 = 4月1日(月)、贈与税 = 3月15日(金)
【振替納付日】 所得税及び復興特別所得税 = 4月23日(火)、消費税及び地方消費税(個人事業者) = 4月30日(火)

◆「キャッシュレス納付」が便利！

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

【ダイレクト納付】 事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時または期日を指定して納付

【インターネットバンキング】 インターネットバンキングにより国税を電子納付**【振替納税】** 事前に届け出た預貯金口座から指定され

た期日に自動で引き落とすことにより納付(個人の申告所得税・消費税のみ)

【クレジットカード納付】 専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付(納付額に応じた決済手数料がかかります)

【スマホアプリ納付】 国税庁長官が指定した納付受託者が運営するスマートフォン決済専用のWebサイトから、利用可能なPay払い(〇〇ペイ)を選択して納付

◆申告書にはマイナンバーの記載が必要！

税務署窓口で提出の際は、①または②について事前のご用意をお願いします。

①マイナンバーカード(個人番号カード)

②【番号確認書類】+【身元確認書類】



ただし、e-Tax(電子申告)により申告をすれば、【番号確認書類】及び【身元確認書類】の提示または写しの添付は必要ありません。

◆年金申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっている場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

東村山税務署

☎042-394-6811(代表)

※詳しくは国税庁ホームページを確認してください。



国税庁
ホームページ